

様式3

林業経営体名簿

登録番号	登録年月日 (登録情報の 変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所 の所在地	電話番号	認定事業主
40-0432	2023.10.1 ()	九州林産 株式会社	小塩 正己	福岡市 南区	092-562-3013	-

注:「認定事業主」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第5条第1項に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主のこと。

1. 雇用の状況

林業現場 作業職員数 (うち常用)	事務系等職員数 (うち常用)	雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
				労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
8人 (5人)	19人 (16人)	有	有	27人	現場6.0% 事務1.3	27人	27人	27人	21人
登録情報の変更時点の状況(年 月 日)									
人 (人)	人 (人)			人	%	人	人	人	人

5年後の目標 (うち常用)
10人 (10人)

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注1 「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第30条第1項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注2 「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第31条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

2. 技術者・技能者の数及び特別教育等修了者の数

技術者・技能者数									特別教育等修了者数						
フォレストワーカー	フォレストリーダー	フォレストマネージャー	森林施業プランナー	森林作業道作設オペレーター	技術士 (森林土木、又は 林業部門に限る)	技能士	林業技士 (森林土木、又は 経営部門に限る)	フォレスター (森林総合監理士)	林業架線作業主任者	刈払取扱作業主任者教育	林内作業車の集材作業教育	その他 伐木等(大径木等)	その他 (伐木等機械運転業務)	その他 (走行集材機械)	その他 (簡易架線集材装置等運転)
3人	3人	1人	3人	3人	人	人	3人	人	人	23人	人	27人	10人	12人	8人

注1 フォレストワーカー(林業作業士)、フォレストリーダー(現場管理責任者)、フォレストマネージャー(統括現場管理責任者)とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について(平成10年4月1日付
け10林野組第36号林野庁長官通知)」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士(技術士補を含む。)のこと。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士(技能士補を含む。)のこと。

注6 林業技士とは、(社)日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7 フォレスター(森林総合監理士)とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

注8 林業架線作業主任者は、林業架線作業主任者免許規程に基づく林業架線作業主任者のこと。

注9 特別教育等修了者数の伐木等は、労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条第8号に係る教育を修了した者とする。

注10 特別教育等修了者数のその他は、上記以外の労働安全衛生規則第36条各号及び厚生労働省の通達に基づく安全衛生教育を修了した者とする。

3. 林業機械の保有状況

現状【登録時】												
グラッブル	プロセッサ	ハーベスター	フォワーダ	スイングヤーダ	タワー	フェラーバンチャ	スキッダ	自走式木材破碎機				
2台	1台	1台	2台	台	台	1台	台	台	台	台	台	台
登録情報の変更時点の状況(年月日)												
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
5年後の目標												
2台	1台	2台	3台	台	台	2台	台	台	台	台	台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないすること。

4. 事業量等

	実績【事業期間2022年4月1日～2023年3月31日】										
	素材生産						造林事業			左記以外の林業の事業量(m)	事業区域
	主伐			間伐			植付(ha)	下刈り(ha)	その他(ha)		
直営	5.04	2,446	10.38	58.82	4,147	4.67					
請負				9.97	801						
合計	5.04	2,446		68.79	4,948						
登録情報の変更時点の状況【事業期間 年月日～年月日】											
直営											
請負											
合計											

	5年後の目標【事業期間2027年4月1日～2028年3月31日】										
	素材生産						造林事業			左記以外の林業の事業量(m)	事業区域
	主伐			間伐			植付(ha)	下刈り(ha)	その他(ha)		
直営	10	5,000	15.00	60	4,230	5.50					
請負				20	1,600						
合計	10	5,000		80	5,830						

※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の1月1日から登録申請日までの期間とする。

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したもの(以下、「直営事業」という。)。

※「請負」とは、他者への請負により実施したもの(以下、「請負事業」という。)。

※素材生産量は丸太材積とすること。

※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

※「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

5. 主伐後の再造林の確保

- (1) 主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制
- ・主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制
 - ・連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制
 - (連携相手等の名称:)

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

有して
いる 今後整備
する

(2) 適切な更新

- ・自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新の実施
- ・他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

取り組ん
でいる 今後取り
組む

6. 生産管理の取組

- ・作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し
- ・作業システムの改善
- ・その他 []

※上記4で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

取り組ん
でいる 今後取り
組む

7. 原木の安定供給・流通合理化等

- ・製材工場等需要者との直接的な取引
- (取引先名:)
- ・取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷
- (取りまとめ機関名:)
- ・その他 []

取り組ん
でいる 今後取り
組む

(年後)

※生産した木材を自ら販売している(今後販売する)場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

8. 造林・保育の省力化・低コスト化

- ・伐採と造林の一貫作業システムの導入
- ・コンテナ苗の使用
- ・低密度植栽
- ・下刈りの省略
- ・その他 []

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

取り組ん
でいる 今後取り
組む

9. 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- ・経営体独自の行動規範の策定
- ・所属する業界団体等による行動規範の策定
- (策定主体:)
- ・都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守
- (策定主体:)
- ・その他 []

策定・遵
守済 策定・遵
守予定

(年後)

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年内に取り組む意向を有する場合にチェックし、※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

10. 雇用管理の改善

- ・現場作業員の常用化
- ・現場作業職員への月給制の導入
- ・計画的な研修実施などの教育訓練の充実
- ・現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入
- ・その他

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェック。 ※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェック。

11. 労働安全対策等 取り組んでいる 組む

- | | | |
|-------------------------------------|--------------------------|----------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ・リスクアセスメント |
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ・防護具等の着用の徹底 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ・作業現場の安全巡回 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | ・専門家による安全診断・指導 |

・その他

取り組んでいる 組む

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

※該当する項目にチェック。

12. 事業成績評定の結果

区分	実施事業の成績評定結果		国有林野事業
	民有林事業	補助	
区分	県営	補助	国有林野事業
評定件数	件	件	1件
最高点	点	点	93点
最低点	点	点	93点
平均	点	点	93点

注 成績評定の対象事業や評定方法等は民有林事業の県営及び補助、国有林野事業でそれぞれ異なる。

※国有林野事業における実施事業の成績評定結果とは、国有林野事業で実施されている「事業成績評定」の結果を記入すること。

※実施事業の成績評定結果の対象期間は事業実績の事業期間に準じる。

安全対策の取組状況に関する情報

- | | |
|--|---|
| ※安全衛生管理計画書にて、目標・方針・スローガン
・行動目標・重点施策を策定
○安全推進体制の確立
・安全衛生委員会の定期開催(毎月1回)
・業務委託先と安全推進協議会を組織し、懇談会を開催(毎月1回)
○安全ハトロールの実施
・定期(12回/年)、経営層(夏季、冬季の年2回)
・安全推進協議会(夏季、冬季の年2回)など | ○安全管理の徹底
・安全作業手順書の作成
・施工前計画書作成と着工前協議の実施
・新規入場者教育(随時)
・救急薬品(含むエビデン)及び緊急連絡体制表の配布
・緊急事態想定訓練の実施
○教育・訓練
・安全懇談会、技術研修会の実施 など
○リスクアセスメントの普及・定着、KY活動の徹底
・リスクアセスメントの更新、ヒヤリハットの活用
○定期健康診断の実施 |
|--|---|